

愛玩用豚を飼育される皆様へ



屋内飼育している愛玩用豚（ミニブタやマイクロブタなど）も、飼育するにあたっては、法律によりルールが決められています。

必要な届出はありますか？

- 飼育するための許可や申請は必要ありませんが、毎年2月1日時点で飼育している状況について家畜保健衛生所に報告する義務があります。詳細は以下のHP、または二次元コードを参照ください。

栃木県HP：家畜の所有者における飼養状況等の報告義務について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/kadenhou.html>



豚熱とは、どんな病気ですか？

- ウイルスによる豚・いのししの伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。人に感染することはありません。
- 栃木県で豚を飼養している場合は、豚熱ワクチンの接種が義務づけられています。詳細はお住まいの市町を管轄するの家畜保健衛生所にお問い合わせください。



いつもと様子が違う場合はどうしたらよいですか？

- 発熱がある、ぐったりしている、皮膚が赤い（チアノーゼ）などの場合は、動物病院に御相談ください。いつでも相談できるかかりつけの獣医師を見つけておきましょう。
- 万が一、突然死など豚熱の可能性がある場合は、管轄の家畜保健衛生所に御相談ください。検査が必要な場合があります。なお、法律により、死亡豚の埋却や焼却は決められた施設以外で行うことが禁止されています。対応可能な施設をあらかじめ探しておきましょう。



豚熱ワクチン接種は、誰にお願いすれば良いですか？

- アナフィラキシーショック等への対応が可能な知事認定獣医師に相談をお願いします。対応可能な知事認定獣医師は、家畜保健衛生所にお問い合わせください。

飼養衛生管理基準のポイント

大切な飼養豚を病気から守るために、以下のポイントに気をつけましょう。不明点はお近くの家畜保健衛生所にお問い合わせください。

ポイント1：お世話前の手指の消毒・衣服の交換

飼養豚に触る前に以下を守りましょう。

- ・手指の消毒を行う、または専用手袋を着用しましょう。
- ・世話専用の衣服を用いましょう。特に、豚熱ウイルスが接触するリスクが高い山や林道に出かけた時は、必ず着替えましょう。



ポイント2：道具の定期的な水洗・消毒

- ・飼養ケージやボウルなど、普段飼養豚が触れるモノについては定期的に水洗や消毒をしましょう。

ポイント3：屋外でのウイルス接触に注意

- ・屋外の散歩は、豚熱ウイルスに接触するリスクが高くなるため、極力控えましょう。
- ・屋外で飼養する場合は、野生動物が侵入しないようケージの外側に柵を設置し、柵の内側は定期的に消毒をしましょう。

ポイント4：安全な食事

- ・基本的に、市販の専用フードと水道水を与えましょう。
- ・専用のフード以外を与えるときは、十分な加熱（肉を含む可能性のあるもの）や水洗い（野菜など）してから与えましょう。

こちらも参考にしてください。

農水省HP：飼養衛生管理基準について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/kadenhou.html>



県央家畜保健衛生所

県南家畜保健衛生所

県北家畜保健衛生所

TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間・休日) 090-7205-0895

TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間・休日) 090-7205-1402

TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間・休日) 090-7205-1826